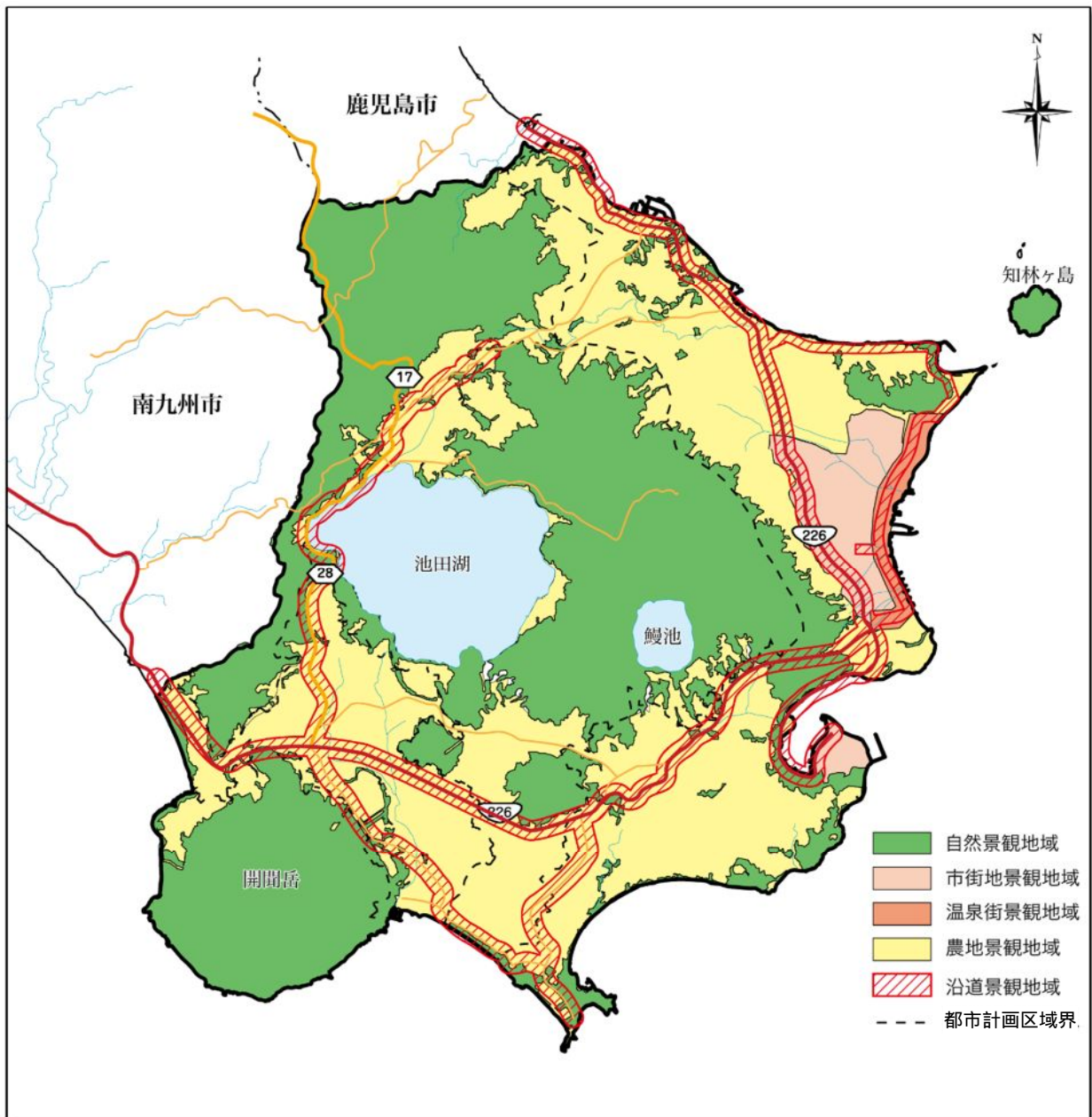


図表-17 規模要件に関する地域設定図



## (2) 建築物の建築等

建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

### 届出対象とする範囲

良好な景観や居住環境を保全・創出するため、本市全域を対象とし地域の景観特性に沿った自然景観地域、市街地景観地域（温泉街景観地域を含む）、農地景観地域、沿道景観地域の4つの地域において、景観に与える影響の大きな建築物に限って届出対象とします。

### 建築物の建築等に関する届出対象範囲

自然景観地域  
市街地景観地域  
農地景観地域  
沿道景観地域

高さ10mを超えるもの、又は建築面積500㎡以上

### 景観形成基準

届出対象となる建築物は、良好な都市景観や自然景観など周囲に調和したものとします。

### 建築物の建築等に関する行為の基準

基本的事項

- ・遠景の山・丘陵・海の景観に対して、展望台、道路、公園・広場等の公共施設の眺望点からの眺望を損なわないものとします。
- ・本市の景観の良さを損なうことのない形状・素材・工法・色彩に配慮した建築意匠とすることとします。

コンクリートブロック塀は無機質で、閉鎖的な沿道景観になります。



自然石の基壇に生垣を施すことで潤いのある沿道景観が創出されます。

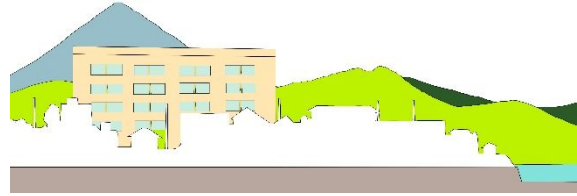


## 建築物の建築等に関する行為の基準

建築物の配置・形状及び  
意匠

- ・遠景の山・丘陵・海の景観に対して、展望台、道路、公園・広場等の公共施設の眺望点からの眺望を損なわないような建築物等の配置及び形状とすることとします。

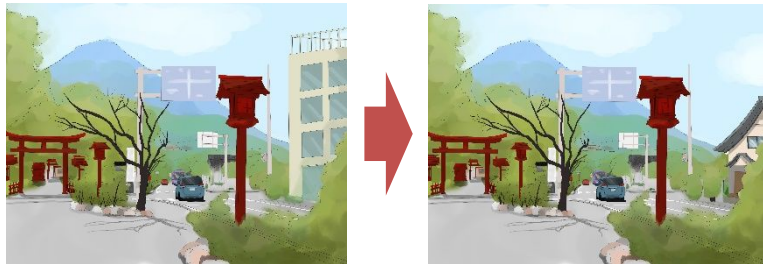
長大な建築物等は、周辺の景観に威圧感を与えるとともに、背景の山並みを遮断してしまいます。



建築物等の分棟とともに、高さを変化させることで、ボリューム感や圧迫感を軽減することができます。

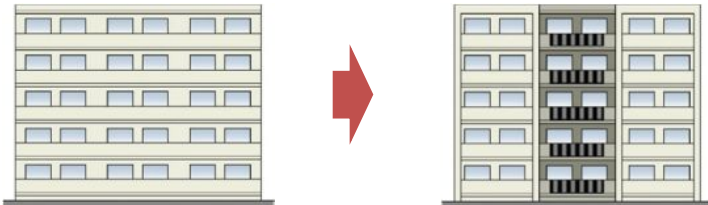


- ・周囲の状況に対し、建築物の威圧感や巨大感を和らげるため、建築意匠、形状等に配慮し、周辺と調和のとれた景観形成を図ることとします。
- ・既存のまちなみ形成地域は、まちなみとの調和や連続性に配慮した配置及び形状とするよう工夫することとします。



歴史的な建造物等に近接する場合、周辺との景観に配慮し、建築物等の高さを低く抑えるとともに、道路境界線からのセットバック、屋根に勾配をつけ瓦葺きとするなどの工夫により、歴史的景観を保全します。また、植栽等の修景により、良好なまちなみ景観が形成されます。

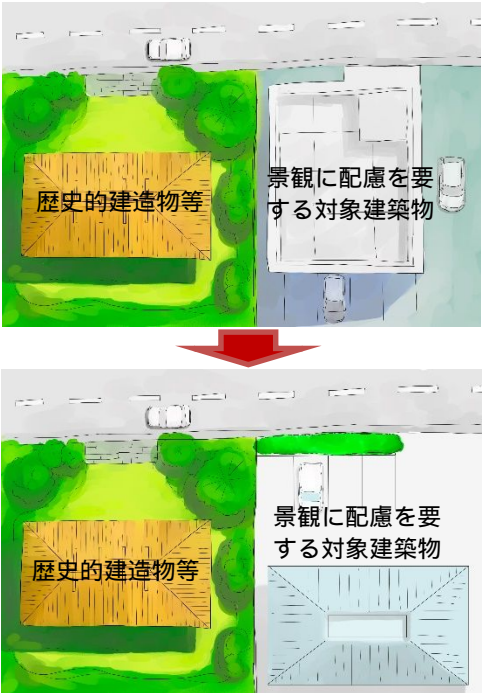

- ・大規模な連続した壁面は避けるなど、周囲の景観に配慮した規模とするよう工夫することとします。



大規模な連続する壁面は、ファサードの分節化などデザインを工夫することにより、圧迫感や威圧感を軽減し、表情のある街なみ景観を形成します。

- ・1階部分は、まちなみのゆとりや開放感及び連続性を高めるように、セットバック等の形態に配慮することとします。

## 建築物の建築等に関する行為の基準

<p>建築物の配置・形状及び意匠</p>	<p>歴史的建造物の周辺において、建物の屋根形状や建築物等のセットバックなどにより、歴史的建造物周辺の調和に配慮した景観づくりが考えられます。また、植栽による道路側の修景を行うことにより、威圧感や突出感を軽減し、落ち着いたある景観づくりが期待できます。</p> 
<p>素材・色彩</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物の材料は、周囲のまちなみとの素材感の調和を図るとともに、景観の特長形成に資する素材を用いることとします。</li> <li>・ 山の緑や海浜部の眺望を妨げることのないよう、まちなみの景観に調和した落ち着いたある素材・色彩とすることとします。</li> <li>・ 基調となる色は彩度の低いものとし、彩度の高い色彩の使用は避け、周囲の景観及びまちなみとの調和に配慮することとします。</li> <li>・ やむを得ず彩度の高い色彩を使用する場合は、アクセントカラー程度にとどめるよう工夫することとします。</li> </ul>
<p>外構</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 敷地内の空地の確保や、樹木や花等による緑化を図ることとします。</li> <li>・ 塀などを設ける場合は、まちなみ景観の向上に資するように配慮することとします。また、石積みや生垣など地域のまちなみを意識した素材を使用するよう工夫することとします。</li> <li>・ 駐車場は、樹木や花等の緑化による修景を図ることとします。</li> </ul> <p>植栽による修景により、道路から駐車場の車が見えるのを少なくしま</p> 

建築物の建築等に関する行為の基準	

### (3) 工作物の建設等

工作物の建設、築造、又は外観を変更することとなる形状若しくは色彩の変更

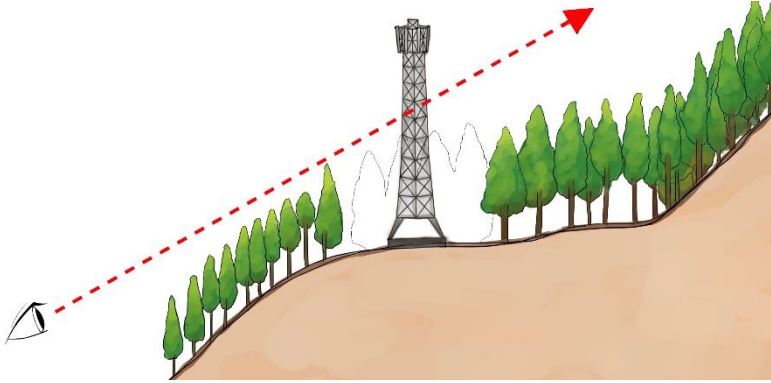

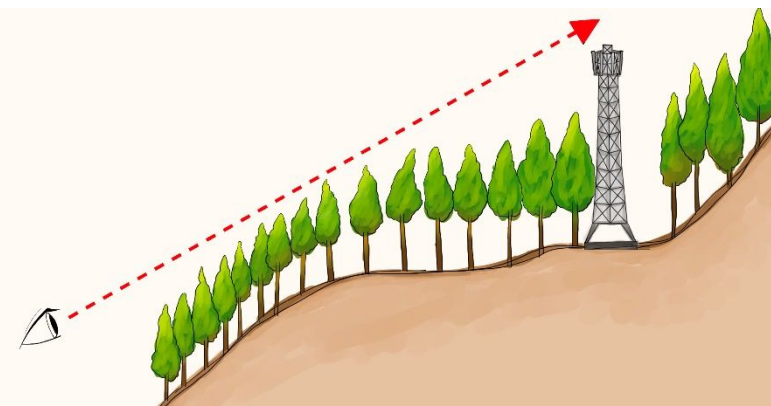
#### 届出対象とする範囲

工作物はその用途に応じ、形状は多岐にわたります。本市全域を対象とし地域の景観特性に沿った自然景観地域、市街地景観地域（温泉街景観地域を含む）、農地景観地域、沿道景観地域の4つの地域に分け、景観に与える影響の大きい工作物を届出対象とします。

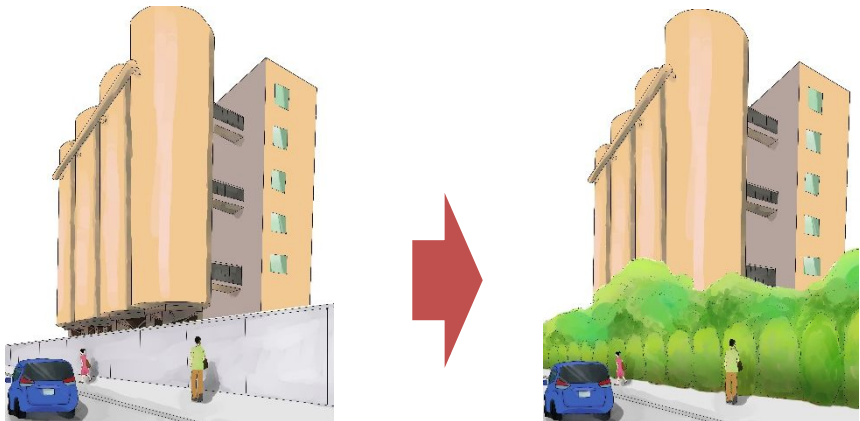
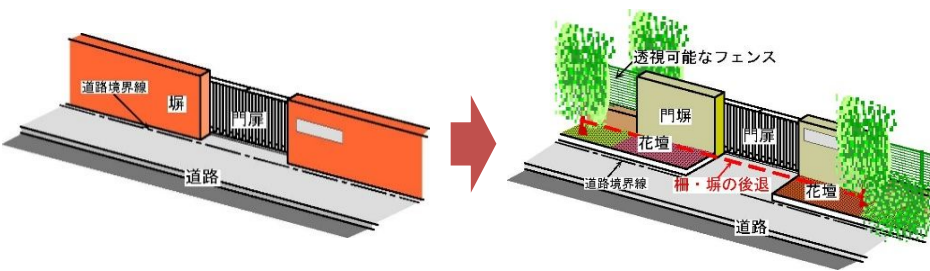
工作物の建設等に関する届出対象範囲		
塔状工作物類	市街地景観地域、自然景観地域、農地景観地域	高さ15mを超えるもの
	沿道景観地域	高さ13mを超えるもの
遊戯施設類	市街地景観地域、自然景観地域、農地景観地域	高さ15mを超えるもの
	沿道景観地域	高さ13mを超えるもの
製造施設、貯蔵施設、処理施設	市街地景観地域、自然景観地域、農地景観地域	高さ15mを超えるもの、又は築造面積500㎡以上
	沿道景観地域	高さ13mを超えるもの、又は築造面積500㎡以上
擁壁類	市街地景観地域、自然景観地域、農地景観地域、沿道景観地域	高さ3mを超えるもの

## 景観形成基準

届出対象となる工作物は、周囲のまちなみ景観と調和したものとします。

工作物の建設等に関する行為の基準	
基本的事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遠景の山・丘陵・海の景観に対して、展望台、道路、公園・広場等の公共施設の眺望点からの眺望を損なわないものとする事とします。</li> <li>・まちなみ景観及び地域の特性に配慮し、良好な景観形成に資するものとする事とします。</li> </ul>
工作物の配置・形状及び意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遠景の山・丘陵・海の景観に対して、展望台、道路、公園・広場等の公共施設の眺望点からの眺望を損なわないような工作物の配置及び形状とする事とします。</li> </ul> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px; width: 150px;"> <p>突出した塔状工作物は、連続する山並み景観を遮断してしまします。</p> </div>  </div> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 10px 0;">  </div> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px; width: 150px;"> <p>地形等を活かすとともに、高さや配置を工夫して、主要な眺望点からの眺望を損なわないよう配慮します。</p> </div>  </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の地形や樹木等の景観要素を阻害しない配置とする事とします。</li> <li>・工作物の巨大感を和らげるため、分節化を行うなど、景観に与える威圧感の軽減を図ることとします。</li> <li>・配置、高さ及びデザインは周囲のまちなみ等周辺環境との調和を図ることとします。</li> </ul>

## 工作物の建設等に関する行為の基準

<p>工作物の配置・形状及び意匠</p>	 <p>道路の近くに工作物を配置すると、沿道に威圧感を与えてしまいます。</p> <p>道路境界線からセットバックして工作物を配置し、空地に植栽帯を設けることで、威圧感を軽減することができます。</p>
<p>素材・色彩</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲のまちなみとの調和した素材とするよう配慮するとともに、景観的特長を踏まえた素材を用いることとします。</li> <li>・周囲の山の緑やまちなみの景観に調和した落ち着いた落ち着きのある素材・色彩とすることとします。</li> <li>・基調となる色は彩度の低いものとし、彩度の高い色彩の使用は避け、周囲の景観及びまちなみとの調和に配慮することとします。やむを得ず彩度の高い色彩を使用する場合は、アクセントカラー程度にとどめるよう工夫することとします。</li> </ul>
<p>外構</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の景観に配慮し、緑化を図ることとします。擁壁類は、直擁壁は原則として避け、石積擁壁や自然の素材（化粧型枠等）を用い、前面を植栽やつる植物で覆うなどの配慮をすることとします。</li> <li>・柵などを設ける場合は、まちなみ景観の向上に資するように配慮することとします。また、石積みや生垣など地域のまちなみを意識した素材の使用を進めることとします。</li> <li>・景観を損なわないよう電柱類の設置や架線に配慮することとします。</li> </ul>  <p>柵・塀を道路境界から後退させ、その空気を積極的に修景緑化することで開放的で潤いのある街なみ景観が形成できます。</p>

## (4) 開発行為

都市計画法第4条第12項に規定する開発行為その他政令で定める行為

### 届出対象とする範囲

開発行為は景観に与える影響が多いため、市全域を対象とし地域の景観特性に沿った自然景観地域、市街地景観地域（温泉街景観地域を含む）、農地景観地域、沿道景観地域の4つの地域に分け、下記に該当するものを届出対象とします。

#### 開発行為に関する届出対象範囲

自然景観地域、農地景観地域（都市計画区域外の場合） 沿道景観地域（都市計画区域外）	面積10,000㎡以上
市街地景観地域（温泉街景観地域を含む） 沿道景観地域（都市計画区域内）	面積3,000㎡以上

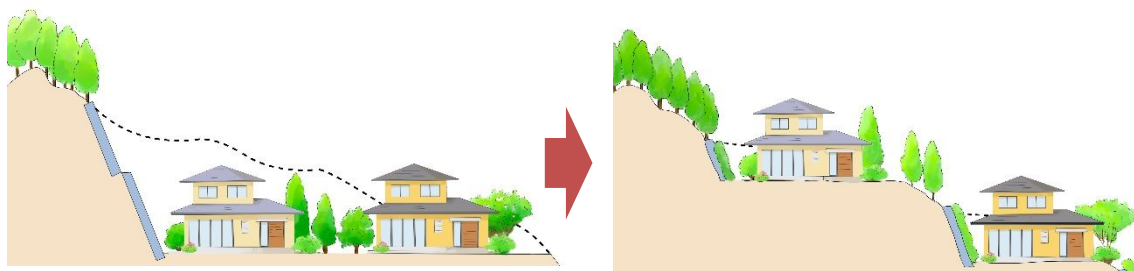
### 景観形成基準

開発が地域の眺望景観に及ぼす景観上の影響を抑えるため、周囲の景観になじむものとするように努めます。

人工的な構造物の突出感や違和感を軽減し、空間にうらおいと安らぎを与えるため、開発区域内やその周辺の緑の保全及び緑化に努めます。

#### 開発行為に関する行為の基準

- ・開発後の土地の地貌及び景観が、周囲の景観と著しく不調和とならないこととします。
- ・地貌を大きく変化させる連続した法面を生じる切り盛りを避け、既存の地貌を著しく変更されるものでないこととします。
- ・開発の区域内部や周囲に、既存の樹木樹林や他の自然要素を残す区域を積極的に設け、周囲の景観との調和を図るとともに、既存の景観の維持を図ることとします。
- ・開発区域内はできるだけ緑化に努めるとともに、湯けむり等の優れた景観資源の周辺においては、背景としての効果に配慮した緑化を図ることとします。
- ・法面を生じた場合は、樹木等により隠ぺいを図り、周囲の景観への影響の低減方を工夫することとします。



既存の地形を利用して法面や擁壁の縮小化を図るとともに、眺望に配慮するため、山の稜線や法面頂部付近では既存樹木の保全に努めます。



## (5) 土石類の採取

### 届出対象とする範囲

土石類の採取については、地域の景観に与える影響が大きい行為であり、採取前と採取後で地貌及び景観が大きく変化することを防ぐため、市全域を対象とし、下記に該当するものを届出対象とします。

#### 土石類の採取に関する届出対象範囲

採取面積3,000 m<sup>2</sup>以上、又は3 mを超える法面を生じるもの

### 景観形成基準

地域の景観に及ぼす景観上の影響を抑制するように努めます。

#### 土石類の採取に関する行為の基準

- ・採取中及び採取後の土地の地貌及び景観が、周囲の景観と著しく不調和とならないこととします。
- ・土石の採取の場所は、道路等の公共の場所から目立ちにくいよう、できる限り採取の位置や方法を工夫するとともに、周囲に植栽等を配置することにより背景の景観や周辺景観への影響を低減するよう努めることとします。
- ・変更は、最小限のものとし、既存の地貌を著しく変更されるものでないこととします。
- ・稜線や行為の結果生じる法面及び頂部などの眺望景観上重要な部分においては、既存の地貌・樹木の保全を図ることとします。
- ・法面を生じた場合は、樹木等により周囲の景観への影響を低減するよう配慮することとします。
- ・採取後は、周辺及び地域に生育する樹種を基本とした緑化を行い、自然環境及び景観の復元を図ることとします。
- ・採取区域のうち、周辺部から特に目立つ位置などは、既存樹木の保全や緑化などの工夫をすることとします。

## (6) 屋外における土石・廃棄物・再生資源その他の物件の堆積に関する行為

### 届出対象とする範囲

屋外における土石・廃棄物・再生資源その他の物件の堆積については、地域の景観に与える影響が大きい行為であり、採取前と採取後で地貌及び景観が大きく変化することを防ぐため、市全域を対象とし、下記に該当するものを届出対象とします。

### 屋外における土石・廃棄物・再生資源その他の物件の堆積に関する届出対象範囲

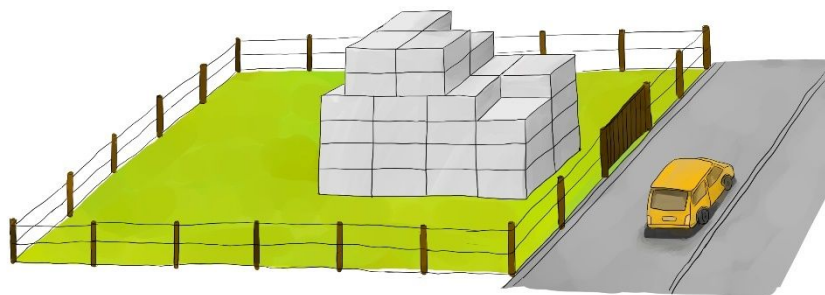
物件の堆積に係る土地の面積が1,000㎡以上、又はその高さが5mを超えるもの

### 景観形成基準

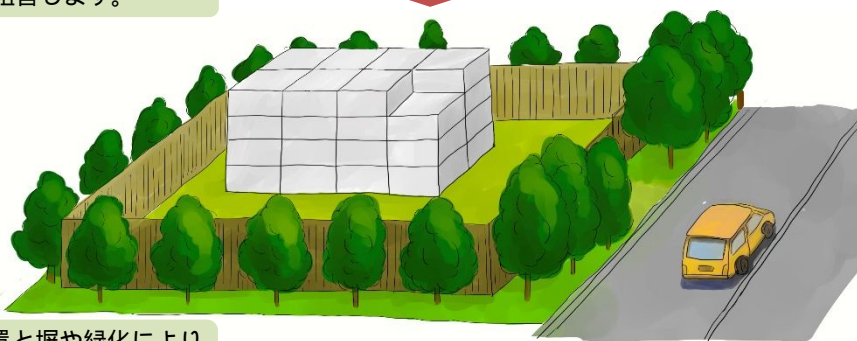
眺望景観への影響を抑えるとともに、周辺の景観との調和に配慮するように努めます。

### 屋外における土石・廃棄物・再生資源その他の物件の堆積に関する行為の基準

- ・屋外における物件の堆積は、景観に与える影響が大きい上に、比較的管理者が無人の場合が多く、眺望景観への影響を抑えるとともに、周辺の景観との調和に配慮することとします。
- ・道路、公園等の公共施設等からの視界に配慮し、できる限り目立ちにくい位置及び規模とするとともに、整然とした集積又は貯蔵とします。
- ・周辺を遮へいするなど、公共施設等から直接望見できないよう工夫することとします。
- ・遮へいする場合は、植栽又は垣根等の自然素材を使用し、背景の景観や周辺景観との調和に配慮することとします。



道路付近の堆積物は、周辺の景観を阻害します。



適切な配置と塀や緑化により堆積物を遮へいします。

## (7) 木竹の伐採に関する行為の制限

### 届出対象とする範囲

木竹の伐採に関する行為の制限については、地域の景観に与える影響が大きい行為であり、採取前と採取後で地貌及び景観が大きく変化することを防ぐため、市全域を対象とし、下記に該当するものを届出対象とします。

#### 木竹の伐採に関する行為の届出対象範囲

択伐率80%以上とし、伐採面積が3,000㎡以上の行為

### 景観形成基準

伐採後に山肌が露出し、景観に与える影響を考慮することとし、目的に応じた伐採が必要最小限のものとなるよう工夫します。

#### 木竹の伐採に関する行為に関する行為の基準

- ・道路、公園等の公共施設等からの視界に配慮し、できる限り目立ちにくい位置及び規模とするとともに、整然とした集積又は貯蔵とすることとします。
- ・周辺を遮へいするなど、公共施設等から直接望見できないよう工夫することとします。
- ・遮へいする場合は、植栽又は垣根等の自然素材を使用し、背景の景観や周辺景観との調和に配慮することとします。

## (8) 太陽光発電設備の設置に関する行為の制限

### 届出対象とする範囲

太陽光発電設備の設置に関する行為は景観に与える影響が多である為、市全域を対象とし、下記に該当するものを届出対象とします。

建築物の屋根・屋上に設置する場合は、建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更に伴い設置するものを届出対象とします。

太陽電池モジュール(パネル)を建築物の屋根・屋上に設置する場合は、届出対象とします。

太陽電池モジュール(パネル)を土地に自立して設置する場合は、届出対象とします。

### 太陽光発電設備の設置に関する行為の届出対象範囲

建築物の屋根・屋上に設置する場合は、高さ13m又は建築面積1,000㎡を超える建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更に伴い設置するものとします。

建築物の屋根・屋上に設置する場合で、太陽電池モジュール(パネル)の設置面積の合計が1,000㎡を超えるものとします。

土地に自立して設置する場合は、太陽電池モジュール(パネル)の設置面積の合計が1,000㎡を超えるものとします。

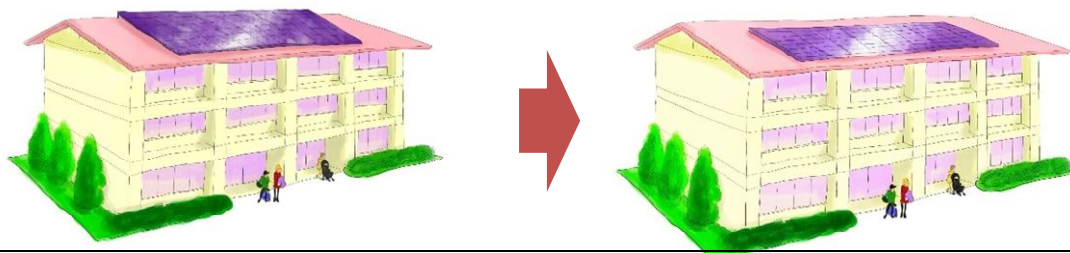
### 景観形成基準

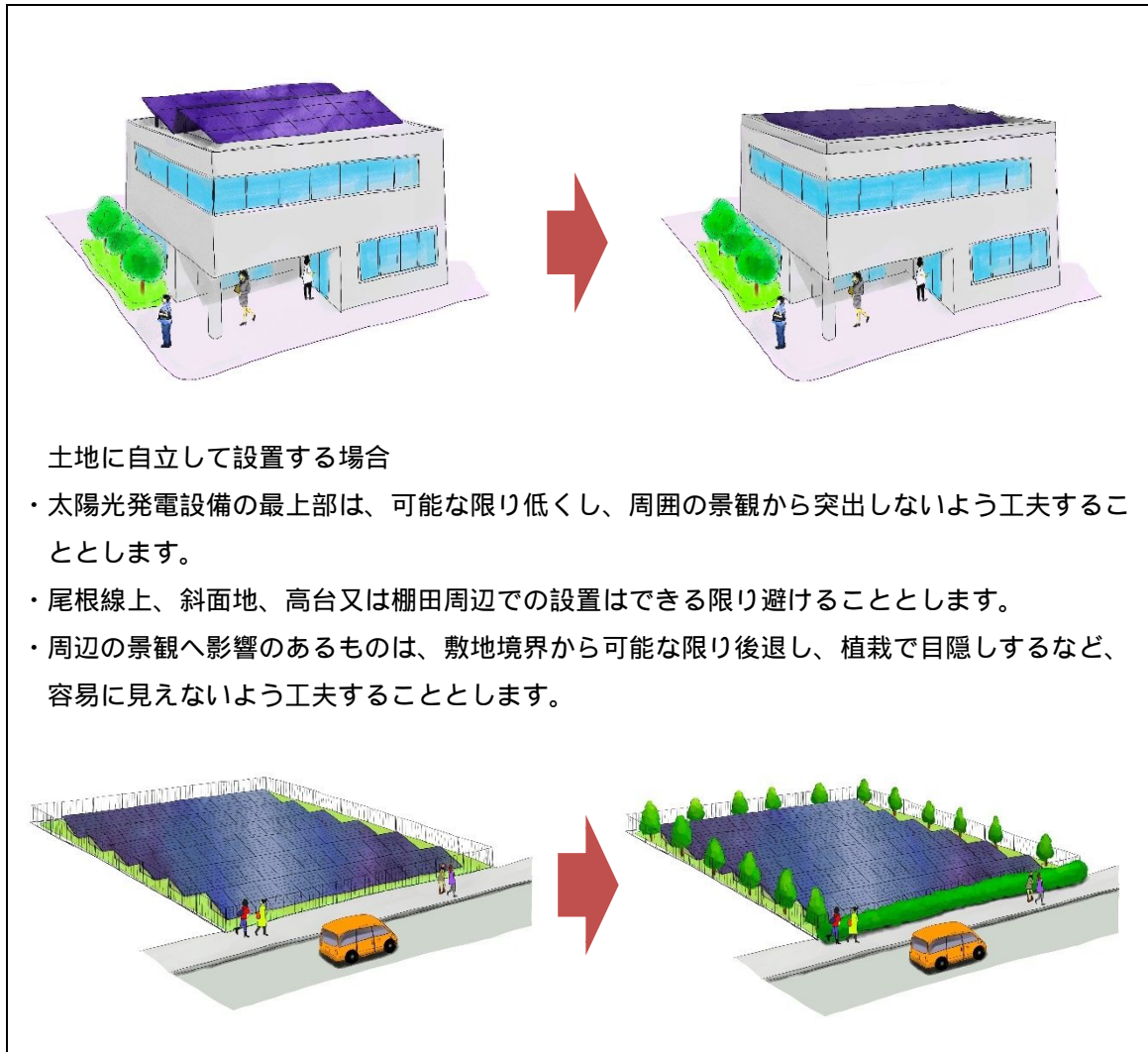
景観に与える影響が大きいため、眺望景観への影響を抑えるとともに、周辺の景観との調和に配慮します。

### 太陽光発電設備の設置に関する行為の基準

建築物の屋根・屋上に設置する場合

- ・勾配屋根に設置する場合は、太陽光発電設備の最上部が当該建築物の棟を超えないものとし、屋根と一体化させるよう配慮することとします。
- ・陸屋根に設置する場合は、太陽光発電設備の最上部を可能な限り低くし、建築物と一体化させるよう配慮するとともに、それが困難な場合は、ルーバー等により遮へいするなど、容易に見えないよう工夫することとします。





## (9) 届出対象行為の適用除外

景観法第16条第7項各号に基づき、景観計画区域内における届出の適用除外となる行為について、届出を要しない通常の管理行為、軽易な行為その他の行為、非常災害のため必要な応急措置として行う行為などが規定されています。

## 10 景観重要建造物・景観重要樹木の指定方針

### (1) 景観重要建造物の指定方針

景観重要建造物とは、建造物自体の歴史的価値や文化的価値を問うものではなく、地域の景観特性を踏まえた上で、所有者の意見を尊重し、景観上重要な建築物、工作物を市長が指定します。

景観重要建造物に指定されると、増築や改築、移転や除去、外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更の際は市長の許可が必要となります。

また、条例を定めることにより防火などの外観に係る部分について、建築規制の緩和や相続税の優遇措置など、建築基準法上の特例や税制による支援を受けることもできます。

本市では、以下のような観点から選定及び指定を検討します。

- 周辺地域の良好な景観を特徴づける建造物
- 地域の自然や歴史、文化の特性を表している建造物
- すぐれた建築意匠や高度な技術が使われている建造物
- 地域の自然、歴史、文化、生活などから見て、地域の伝統的な様式を継承している建造物
- 街角やアイストップに位置するなど、地域の景観形成に取り組む上で先導的な役割を持つ建造物
- 指宿市観光拠点となっている建造物
- 市民に親しまれ、愛されている建造物

対象とならない重要建造物

- ・特別史跡、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物並びに史跡名勝天然記念物として、指定又は仮指定されているもの。

今後は、本市内に点在する歴史的又は文化的建造物の中から、上記のような指定方針に沿って建造物を抽出し、所有者や地域住民等の意見を聴くなど、総合的に検討・指定していきます。

## (2) 景観重要樹木の指定方針

景観重要樹木は、地域の景観上重要な樹木を所有者の意向を加味して市長が指定します。景観重要樹木に指定された場合は、現状変更についての許可が必要となり、管理行為の具体的内容については条例を定め、その基準に沿って許可や命令、勧告を行うことができます。また、市や景観整備機構と所有者が管理協定を締結して管理をすることも可能となります。

今後は、以下に示す指定方針に沿って樹木を抽出し、地域の自然や文化などからみて、樹姿が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものについて、所有者や地域住民等の意見を聴き、総合的に検討・指定していきます。

- 地域の自然や歴史、文化の特性を表しているもの
- 地域のシンボルとなっているもの
- 樹齢、樹姿等からみて景観上優れているもの
- 市民に親しまれ、愛されているもの

対象とならない重要樹木

- ・特別史跡名勝天然記念物並びに史跡名勝天然記念物として、指定又は仮指定されているもの。

## 11 景観重要公共施設の整備

道路、河川、都市公園等の公共施設は、建築物、工作物、屋外広告物、農地、森林等とともに、地域の景観を構成する重要な要素の一つです。

これらの公共施設は、市民、来訪者を問わず多くの人々が利用する空間であるとともに地域の景観に対して大きな影響を与えます。

本市は、良好な景観の形成に重要な公共施設を「景観重要公共施設」とし、良好な景観形成のために重要な公共施設については、公共施設管理者との協議・同意に基づき、景観重要公共施設に指定することができます。

### (1) 景観重要公共施設の対象

景観重要公共施設の対象は以下のとおりです。

- ア 道路法による道路
- イ 河川法による河川
- ウ 都市公園法による都市公園
- エ 海岸保全区域等（海岸法第2条第3項に規定する海岸保全区域等）に係る海岸
- オ 港湾法による港湾
- カ 漁港漁場整備法による漁港
- キ 自然公園法による公園事業に係る施設
- ク 津波防災地域づくりに関する法律による津波防護施設
- ケ その他政令で定める公共施設

これらのうち、良好な景観形成のために重要な公共施設の質を向上、改善を行うことで、本市らしい良好な景観形成を目指すこととします。

また、公共施設管理者は、市に対し、景観計画に「整備に関する事項」や「占用等の許可の基準」を定めることを要請することができます。

### (2) 指定の方針

今後、下記のア～エに該当するものを景観重要公共施設として検討をしていきます。

- ア 広域景観の骨格となっている公共施設
- イ 本市の玄関口となる公共施設
- ウ 本市の特徴を表している公共施設
- エ 本市にふさわしい魅力ある景観形成が必要な公共施設

## 12 屋外広告物の表示等に関する基本方針

屋外広告物については、本市の景観類型ごとの特性と調和した表示に努めることが重要で、景観を阻害しない統一感のある屋外広告物の表示に努める必要があります。

現在本市では、指宿市屋外広告物条例に基づき、屋外広告物の表示及び屋外広告物の掲出について定めています。



### 13 景観形成重点地区の候補地域の検討

全市を対象とした景観形成の必要性を踏まえ、本計画では特に重点的に景観形成を進めることが必要な区域となる「景観形成重点地区」の候補地域を定めます。

この景観形成重点地区は、将来的に景観の保全・管理・形成に向けて、より詳細なルールを設定し、地区の特性に応じた景観誘導を図っていく地区となります。

ここでは、景観形成の方針との整合を図りつつ、将来的に景観形成重点地区への指定を目指していく候補地域として、次の5地区を挙げることにします。

#### <景観形成重点地区、景観地区、準景観地区の考え方について>

- 景観形成重点地区とは

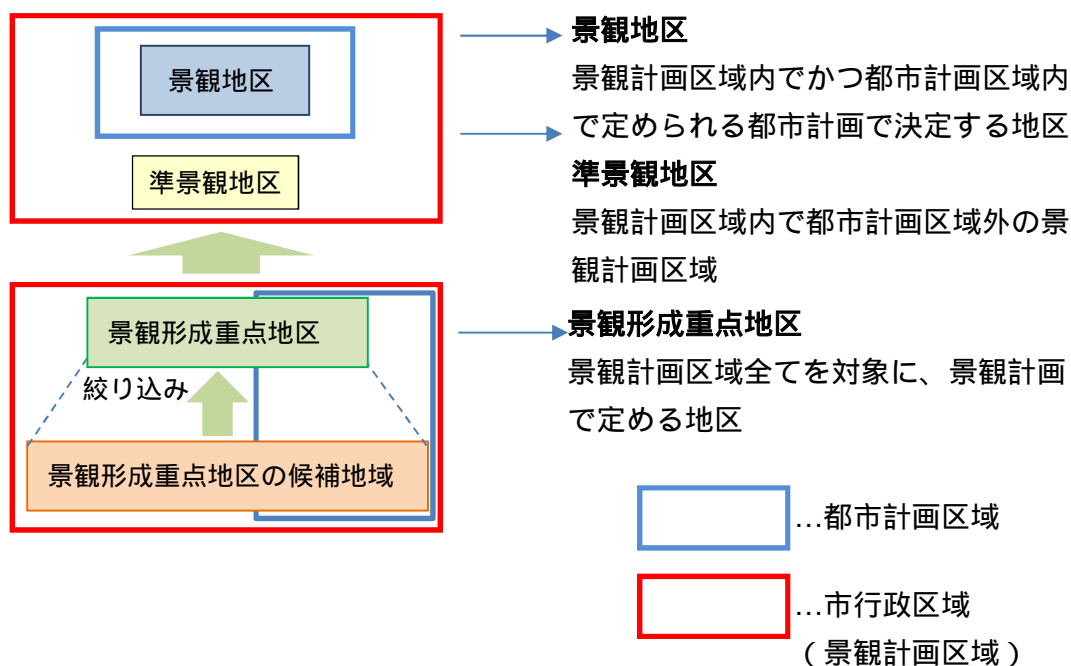
指宿市行政区域全域（景観計画区域）を対象に、景観計画において景観形成を重点的に図る地区として指宿市が独自に決定する地区です。景観形成重点地区の候補地域とは、景観形成重点地区を定めるための候補となる地域です。

- 景観地区とは（景観法第61条）

都市計画法上の地域地区であり都市計画区域で設定することができる地区です。市が都市計画として決定する地区で、状況によっては、景観形成重点地区もしくはその一部が将来的に景観地区に指定される可能性もあります。

- 準景観地区とは（景観法第74条）

都市計画区域外の景観計画区域において、複数以上の建築物により既にある良好な景観の維持・増進を目的として、景観の保全を図るために指定される地区です。景観地区に準じて行為の規制が可能です。



## (1) 開聞岳・長崎鼻・竹山周辺

霧島錦江湾国立公園に指定される開聞岳、長崎鼻地区は、東シナ海を望むなだらかな丘陵に広がる農地と一体的な景観を構成する地区で、開聞岳や竹山などを背景とした自然景観の維持保全を図ります。

また、薩摩一の宮である枚聞神社の社業とその周辺域の佇まいは、開聞岳を神体とする山岳信仰に根差したものともいわれ、歴史的な景観要素となっています。

こうした地域の自然と歴史に培われた景観を保全継承するために、眺望阻害要因を排除し、景観の維持保全に向けて、当該区域を景観形成重点地区の候補地とします。

なお、本地区は、農業振興地域において、魅力ある景観を保全・創出する地区として、南国指宿の象徴でもある開聞岳と菜の花畑など、本市のアイデンティティを示す景観形成地区を目指す地区とします。

アイデンティティ：環境や時間の変化にかかわらず、同一のものであること。主体性。  
同一性。

## (2) 池田湖・鰻池周辺

九州地方最大のカルデラ湖である池田湖とその湖畔に佇む尾下集落や新永吉、尾下の棚田など、当該地域の自然と人々の営みによって形成された景観の保全を図り、後世に継承していくために、本地区を景観形成重点地区の候補地とします。

また、池田湖と開聞岳をつなぐ、岩本開聞線沿道の景観整備にも配慮した地区とします。

さらに、鰻池は鰻温泉地区に残るスメの生活文化を垣間見ることのできる景観が残されており、次代に継承すべき景観要素であることから、鰻池周辺の樹林植生の環境を保全しながら、自然と生活文化が織りなす景観を継承していく地区とします。

## (3) 指宿市街地周辺

温泉リゾート指宿の市街地は、摺ヶ浜に沿って立地する宿泊施設や砂むし風呂のある地区であり、指宿駅前及び中央通り商店街の活性化とともに、良好な市街地景観の整備が望まれる地区です。

今後、訪れる人々にとっての指宿市の玄関口として、良好な市街地景観形成に向け、本地区を景観形成重点地区の候補地とします。また、統一のとれた街並み形成などの取り組みと合わせて、本市における“街なかの顔”となる景観づくりを進めていく地区とします。

## (4) 今和泉・宮ヶ浜周辺

今和泉地区は、今和泉島津家別邸(領主仮屋)があったところで、屋敷石垣や隼人松原と呼ばれる松林などが往時をしのぶ風景構成要素となっています。また、屋敷跡や当時をしのばせる町割や石垣などが残っています。

さらに、宮ヶ浜の海岸には、天保4年(1883)、第27代薩摩藩主島津齊興公が築かせた三日月形の捍海隄があり、国登録有形文化財となっています。これに加え、松尾城跡や明治から昭和初期にかけての商家や蔵が軒を連ねるまちなみが残るなど、指宿発祥の地として、宮ヶ浜まち歩きが行われています。

こうした歴史的遺構の保全的刷新などによる景観づくりを進めていく地区とします。

## (5) 山川港周辺

山川港は、火山噴火によって形成された指宿カルデラの一部で天然の良港として、中世から大型船も停泊できる南蛮貿易の中継地であり、国際貿易港としてにぎわい「鶴の港」とも呼ばれた港です。

戦国時代には、島津氏の拠点港として利用され、薩摩藩による琉球貿易や砂糖輸送の拠点であったことから、江戸時代地頭仮屋跡(現山川庁舎)を取り囲む石堀(地頭仮屋跡石堀)など歴史的な遺構も残っています。

現在、薩摩半島の山川と大隅半島の根占を結ぶカーフェリーの航路が就航しており、指宿の海の玄関口となる地区です。

また、第3種漁港に指定される漁港周辺には水産加工場、冷蔵倉庫、冷凍施設、魚肉練り製品の加工施設や道の駅などの観光集客施設も整備されていることなども考慮し、山川港周辺のポートサイドの景観づくりを進めていく地区とします。

図表-18 景観形成重点地区の候補地の位置図

